

国民健康保険制度が一部変わります

県も市町とともに国民健康保険の運営を行います

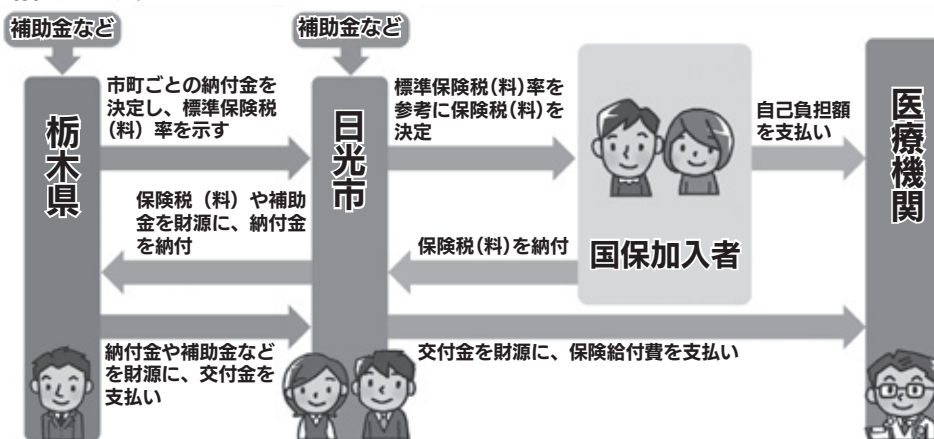
国民健康保険(以下、国保)制度は市町それぞれが保険者となって運営していましたが、将来にわたって国保を守っていくために、4月から県もその運営に加わりました。

制度見直し内容

◎県は財政運営の責任主体となり、国保運営の中心的な役割を担い、制度の安定化を図ります

◎財政基盤強化のため、国からの財政支援が拡充(全国で毎年3,400億円)されます

図：4月からの国保のしくみ



国保の仕組みは変わりますが、皆さんの医療の受け方や、保険税の納め方は変わりません。各種申請、届け出もこれまでどおり市の窓口でできます。詳しくはお問い合わせください。

高額療養費の多数回該当が県内で通算されます

4月から、県内の他の市町へ転居した場合でも国保の資格は継続します(被保険者証は転居後の市町で交付)。

これに伴い、過去12カ月以内に高額療養費の支給が4回以上ある場合に自己負担限度額が引き下げられる制度(多数回該当)について、県内の他の市町への転居で転居後も同じ世帯であることが認められれば、転居前の支給も通算して多数回該当の回数に含めます。

図：4月からの高額療養費

	県内で転居							
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
これまで	1回目	2回目	3回目	1回目	2回目	3回目	4回目	こちら該当
4月から	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	こちら該当

被保険者証の様式が変わります

8月から、70歳以上75歳未満の方は高齢受給者証が被保険者証と一体化されます。また、年齢に関係なく被保険者証の有効期限が7月31日となります。



国民健康保険税の税率が変わります

国保は、病気やけがをしたときに経済的負担を軽くし、安心して医療を受けられるよう助け合う制度です。加入している皆さんが負担する保険税で運営していますが、保険給付にかかる費用の状況などを考慮し、安定した保険運営のために必要な税率改定を行います。なお、今回の改定は増収目的ではありません。

税率改定のポイント

◎資産割(※1)税率の廃止と比率の見直し

固定資産の有無による負担の差をなくすために資産割を廃止します。また、それに伴い医療保険分・後期高齢者支援金分・介護保険分の比率を見直します

◎賦課限度額(※2)の引き上げ

市の現在の賦課限度額は国の基準を下回っています。加入者の所得に応じた適切な負担で運営される保険制度であることをふまえ、賦課限度額を引き上げました

表：税率の比較

項目		改定前	改定後	比較増減
医療保険分 (すべての被保険者)	所得割額(※3)	7.4%	7.0%	▲0.4%
	資産割額	10.0%	0%	▲10.0%
	均等割額(※4)	23,000円	22,000円	▲1,000円
	平等割額(※5)	29,000円	24,000円	▲5,000円
	賦課限度額	510,000円	520,000円	10,000円
後期高齢者支援金分 (すべての被保険者)	所得割額	2.1%	2.6%	0.5%
	資産割額	0%	0%	—
	均等割額	7,000円	8,000円	1,000円
	平等割額	5,000円	10,000円	5,000円
	賦課限度額	160,000円	170,000円	10,000円
介護保険分 (40歳以上65歳未満の被保険者)	所得割額	1.6%	2.1%	0.5%
	資産割額	0%	0%	—
	均等割額	7,000円	7,000円	—
	平等割額	6,500円	8,500円	2,000円
	賦課限度額	140,000円	160,000円	20,000円
低所得者に対する軽減割合		7割・5割・2割		

§ 用語解説 §

※1 資産割額

加入者の当該年度の固定資産税額に応じて加算される額

※2 賦課限度額

賦課される保険税の上限年税額

※3 所得割額

被保険者の所得に応じて加算される額

※4 均等割額

加入者1人当たりが等しく負担する額

※5 平等割額

世帯当たりに等しく負担する額

所得の低い方に対する軽減措置

所得の低い方に対する均等割・平等割軽減のうち、5割、2割軽減については軽減の対象となる所得の基準が拡充されます。

くわしくは

国保のしくみ、制度について

保険年金課 資格管理係または

医療給付・年金係

☎21-5110

税率改定について

税務課 市民税係

☎21-5113